

＜申告相談時に必要な書類等について＞

【大槌町役場 税務会計課】

＜申告者共通に必要なもの＞…申告対象者分が必要となります

1 身元確認・個人番号確認

- ①マイナンバーカードをお持ちの方 → マイナンバーカードのみで可
 - ②マイナンバーカードをお持ちでない方（通知カードの方） → 通知カード + 身元確認書類（※）
- ※身元確認書類： 運転免許証、障害者手帳、パスポート、在留カード、健康保険証、申告資料など

2 申告者本人名義の口座番号の分かるもの（確定申告をする方のみ必要な書類です）

預金通帳もしくはキャッシュカード → 所得税を口座振替（※）で納付する場合や、所得税を還付する口座を確認するために必要となります。

※所得税の納付を、口座振替により新規でご利用になる場合は、口座振替依頼書をご記入いただきます。その際、金融機関届出印も必要ですのでご持参ください。

3 利用者識別番号の確認ができるもの（取得済で、確定申告をする方のみ必要な書類です）

税務署から送付された利用者識別番号の通知書、はがき等

＜申告の内容に応じて必要なもの＞…申告書類の準備に☑欄をご活用ください

	項目	書類	チェック欄								
収入（所得）	営業等	1 収支内訳書（収入・経費・所得を記入）	<input type="checkbox"/>								
	農業	2 報酬等の支払調書（外交員報酬などがある場合）	<input type="checkbox"/>								
	不動産	3 収入、経費の確認ができるもの	<input type="checkbox"/>								
	配当	配当にかかる支払通知書や特定口座年間取引報告書	<input type="checkbox"/>								
	給与	給与の源泉徴収票（ない場合は、給与明細などの給与収入が確認できるもの）	<input type="checkbox"/>								
	公的年金	公的年金の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>								
	その他	1 個人年金の支払証明書 2 報酬に係る支払調書 3 シルバー人材センターからの分配金支払証明書 4 収入金額や経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>								
	譲渡	収入金額と経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>								
	山林	収入金額と経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>								
	一時	収入金額と経費が確認できるもの	<input type="checkbox"/>								
控除	社会保険料控除	令和5年中に支払った金額がわかる領収書、支払証明書など ※特別徴収（天引き）されている場合は、源泉徴収票に記載されているため、その分は既に控除済です。	<input type="checkbox"/>								
	小規模企業共済等掛金控除	令和5年中に支払った掛金額の証明書	<input type="checkbox"/>								
	生命保険料控除	令和5年中の支払いが分かる生命保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>								
	地震保険料控除	令和5年中の支払いが分かる地震保険料控除証明書	<input type="checkbox"/>								
	勤労学生控除	学生証または在学証明書	<input type="checkbox"/>								
	障害者控除	1 障害の等級等が分かる手帳 2 障害者控除対象者認定書（※）（一部の要支援、要介護認定者） ※大槌町では、健康福祉課の介護班で交付しています	<input type="checkbox"/>								
	各種扶養控除 （配偶者特別控除の適用要件は合計所得金額 48 万円超～133 万円以下です）	※原則不要ですが、被扶養者（扶養する方）の合計所得金額が 48 万円以下であるかご確認ください。なお、被扶養者が下表にあてはまる収入以下であれば、扶養要件を満たしますので、今一度ご確認ください。また、被扶養者が町外在住の場合はマイナンバーのわかるものを添付する必要がありますのでご注意ください。	<input type="checkbox"/>								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>ケース項目</th> <th>項目別の収入要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与収入のみの方の場合</td> <td>1,030,000 円以下</td> </tr> <tr> <td>65 歳未満で年金収入のみの方の場合</td> <td>1,080,000 円以下</td> </tr> <tr> <td>65 歳以上で年金収入のみの方の場合</td> <td>1,580,000 円以下</td> </tr> </tbody> </table>	ケース項目	項目別の収入要件	給与収入のみの方の場合	1,030,000 円以下	65 歳未満で年金収入のみの方の場合	1,080,000 円以下	65 歳以上で年金収入のみの方の場合	1,580,000 円以下	
	ケース項目	項目別の収入要件									
	給与収入のみの方の場合	1,030,000 円以下									
65 歳未満で年金収入のみの方の場合	1,080,000 円以下										
65 歳以上で年金収入のみの方の場合	1,580,000 円以下										
医療費控除	1 医療費控除の明細書（医療費通知を提出することで、医療費通知に記載されている医療費分は明細書中「2 医療費（上記1以外）の明細」への記入が省略できます。記載がない分は、明細書の上記2の項目にご記載ください） 2 医療保険などで補てん金がある場合、補てん金額がわかるもの	<input type="checkbox"/>									
セルフメディケーション税制	申請者本人が健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行ったことを明らかにする書類（インフルエンザの予防接種の領収書など）及び医療品購入費の明細書	<input type="checkbox"/>									
寄附金控除	令和5年分の寄附金受領証明書（寄附先から発行されます）	<input type="checkbox"/>									
住宅借入金等特別控除	1 令和5年分住宅借入金等特別控除申告書（税務署から送付） 2 年末残高証明書（住宅ローンを組んだ金融機関から発行）	<input type="checkbox"/>									

1 「営業等・農業・不動産」 収入や必要経費の確認ができるもの

(1) 収入

帳簿、契約書、販売したことが分かるもの、取引証明書、水揚証明書（漁業）、支払われたことが分かるもの、通帳記帳の内容、収入状況をご自身でまとめたメモ用紙などから確認いたします。

※自家消費分のみを生産している農家の方

販売を全くせず、自家消費分のみ生産している場合は出荷したときの大体の価格を想定して収入金額を算出ください。算出できない場合、その分は申告受付いたしません。

(2) 必要経費（事業上必要なものに限る）

帳簿、領収書、購買したことがわかるもの、レシート、事業用にかかる保険料や税金を納付したことが分かるもの、公共料金を支払ったことが分かるものなどから確認いたします。

【ご協力のお願い】

申告を円滑に進められますので、あらかじめ収支内訳書やノート等にまとめていただくよう、ご協力をお願いいたします。まとめていただいた場合でも、必要経費が事業分のみ申告されているか、念のため確認させていただきますのでご了承ください。

2 固定資産税・自動車税などの「必要経費」について

事業用として使用している土地・建物、自動車などの税金は「租税公課」という必要経費になります。なお、自宅用は必要経費とならないため、兼用している場合は家事按分が必要となります（例：農業で使用している軽トラックの軽自動車税、営業で使用している店舗分の固定資産税など）。

租税公課の申告をする際は、令和5年中に納付したことが分かる領収証や納税証明書をご持参ください。

固定資産税については、事業用分が確認できるように課税明細書（4月に発送済のもの）または公課証明書（役場1階の税務会計課にて申請）もご持参ください。

【公課証明書の申請の仕方】

- ・役場1階の税務会計課で申請書に必要事項を記入します。申告に使用することをお伝えください。
- ・固定資産の所有者本人以外が申請される場合は、委任状が必要となります。
- ・申告用の公課証明書は、手数料が無料になります。

3 給与・公的年金の源泉徴収票

給与支払報告書・公的年金等支払報告書（給与の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票と同様の記載があるもの）が、1月末頃までに支払元から役場に提出されますが、申告受付時点で、支払元から提出されていない場合や、支払報告書と源泉徴収票とで金額の不一致がある場合があります。確認をさせていただくため、ご持参いただくようお願いいたします。

なお、源泉徴収票の発行元は給与の場合は勤務先、公的年金の場合は年金事務所です。再発行が必要な際は、それぞれの場所にお問い合わせください。

4 医療費控除の明細書

医療費控除を申告する際は、「医療費控除の明細書」の添付が必要となっています。

【ご協力のお願い】

申告を円滑に進められますので、あらかじめ医療費控除の明細書に記入してご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、保険者から発行された「医療費通知」がある際は、ご提出いただくと記載されている分は医療費控除の明細書への記入が不要となります。ただし、医療費通知は令和5年の12月分まで記載されているとは限りません。記載されていない分は、医療費控除の明細書にご記入ください。

なお、医療費通知には令和4年中に支払った分も記載されていますが、今回の申告では令和5年中に支払った分が対象となります。

※ただし、特段の事情があるため、医療費控除の明細書への記載・計算が難しい場合は、医療機関から発行された領収書を「①医療を受けた方ごと→②かかった医療機関ごと」に分けてご持参ください。

5 普通徴収分（納付書や口座振替で納付した分）の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

申告することで、社会保険料控除に適用できます。特別徴収（天引き）されている分は源泉徴収票に記載されていますが、それ以外に納付書または口座振替で納付した分がある場合は、納付したことが分かるものが必要です。なお、令和5年中に納付したものが対象となります。

給与の年末調整の際に勤務先に提出した場合は、その分は年末調整済で給与の源泉徴収票に記載があるため、申告の必要はありません。

【申告用納税（納付）証明書の発行窓口】

- | | | |
|---------------------|---|-----------|
| 1 国民健康保険税納税済額証明書 | → | 税務会計課 収納班 |
| 2 後期高齢者医療保険料納付済額証明書 | → | 町民課 国保年金班 |
| 3 介護保険料納付済額証明書 | → | 健康福祉課 介護班 |

【口座振替の場合】

1月下旬頃に税務会計課から令和5年中に口座振替した町税、保険料についてのハガキを送付いたしますので、ご持参ください。